令和6年2月13日 開会 令和6年2月13日 閉会

令和6年2月(第1回)

宇部·山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
議案第1号について	4
議案第2号について1	9
議案第3号から第4号までについて2	1
議案第5号について2	2
議案第6号について2	4
報告第1号から第2号までについて2	5
閉 会	7
罗	8

令和6年2月(第1回)宇部·山陽小野田消防組合議会定例会会議録 令和6年2月13日(火曜日)

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問(順位第1番から2番まで) 第1番 中岡英二 議員 第2番 浅田 徹 議員
- 第4 議案第1号について(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第1号 令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
- 第5 議案第2号について(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第2号 令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第5回)
- 第6 議案第3号から第4号までについて(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第3号 宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 中一部改正の件
 - 議案第4号 宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件
- 第7 議案第5号について(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第5号 第二次宇部・山陽小野田消防組合基本計画の策定について
- 第8 議案第6号について(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 議案第6号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する 事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第9 報告第1号から第2号までについて(上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決) 報告第1号 専決処分を報告し、承認を求める件(令和5年度宇部・山陽小野田消防組 合一般会計補正予算(第4回))
 - 報告第2号 専決処分を報告し、承認を求める件(宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第17号))

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番 青 谷 和彦 君 2番 浅 田 徹 君 3番 君 笠 泰孝君 畄 山 明 4番 井 5番 甲 谷 理 温 君 6番 白 井 健一郎 君 二君 7番 中 岡英 剛君 8番 吉 松 9番 岩 村 誠君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

圭 二 君 管 剛 二 玾 者 篠 崹 副管 理 者 藤 田 君 査 委 中 久 君 会 計 管 理 者 中 村 香奈恵 君 員 廣 昭 秀 消防局消防長 君 消防局次長 君 杉本 内 田 貢 消防局参 消防局参事 淳 君 事 床 本 晋 君 中 村 君 君 消防局参事 橋 本 俊 昭 消防局総務課長 弓 立 宏 消防局情報財政課長 内 田 陽 君 消防局警防課長 原 英 樹 君 榎 消防局予防課長 竹 内 伸 君 消防局通信指令課長 村 文 君 西 隆 宇部西消防署長 中 尾 勝 彦君 山陽消防署長 井 輝 義 君 廣

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 田 中 弘 保 君 消防局総務課係長 山 本 智 子 君

○議長(岩村誠君) おはようございます。

これより、令和6年2月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

- ○議長(岩村誠君) この際、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○事務局総務課副課長(田中弘保君) 事務局から報告いたします。

本日の出席議員数は9名であります。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。

本日付けをもちまして、管理者から、令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算のほか7件の議案等の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、中岡英二議員、浅田徹議員から、通告書の提出がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。

お手元に配布のとおり、令和6年1月25日付けを持ちまして、例月出納検査の結果に関する報告、定期監査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長(岩村誠君) 以上で、諸般の報告は終わりました。

日程に先立ち、篠﨑管理者から発言したい旨の申し出がありますので、登壇、発言を許します。 〔管理者 篠崎 圭二 君 登壇〕

○管理者(篠﨑圭二君) 皆様、おはようございます。

ただいま、岩村議長よりお許しをいただきましたので、宇部・山陽小野田消防組合議会の開会に あたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様ご存じのとおり、1月1日に発生した令和6年能登半島地震から1か月余りが経過いたしました。犠牲になられました方々の御冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。現地で捜索活動やボランティアとして活動されておられる方々に敬意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

本日ここに、令和6年2月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を招集いたしました ところ、議員の皆様には大変、御多用の中、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、議案6件、報告2件を上程させていただいており、その中に令和6年度当初予算 案もございますので、後ほど御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

本消防組合は、平成24年4月1日発足し、平成27年度からは、第一次宇部・山陽小野田消防組合基本計画を策定して、「消防体制の運用強化」「消防施設の充実強化」「危機管理体制の連携強化」を柱として業務に取り組んでまいりました。この間、消防車両の整備、消防用資機材の整備、条例定数の増員を図るなどして、消防力の強化に努めてまいりました。令和5年度で計画期間が終わることから、この度上程をさせていただいておりますが、令和6年度からは第二次宇部・山陽小野田消防組合基本計画により、あらゆる事態に対応するためにこれまで以上に消防力の強化に努め

住民が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、消防力の強化には、風通しの良い職員の働きやすい環境が必要不可欠であり、職場環境改善の一環として、職員研修、職員アンケート、相談窓口を設けるなどして、働きやすい環境づくりに努めているところですが、令和6年度におきましても、取組を継続的に実施してまいります。

今後も、藤田副管理者と力を合わせまして、職員一人ひとりがベクトルを同じくし、互いに信頼 関係で結ばれる風通しの良い働きやすい職場環境を構築し、職員一丸となって住民が安心して安全 に暮らせるまちづくりを目指してまいります。

議員の皆様方におかれましては、深い御理解と御賛同を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、引き続き杉本消防長に行政報告をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(岩村誠君) 杉本消防長の登壇、発言を許します。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長(杉本秀一君) 皆様、おはようございます。

それでは、行政報告を行います。

まず、令和5年の本消防組合管内の災害発生状況について報告いたします。

119番通報の処理件数は18,813件で、令和4年と比較しますと1,480件増加しています。火災件数は75件で、令和4年と比較しますと、5件減少となっています。構成市別では、宇部市が50件、山陽小野田市が25件です。

なお、75件のうち、建物火災は33件となっています。火災による死者は2名で、負傷者は6名となっています。

救急件数は11,654件で、令和4年と比較しますと758件増加しています。構成市別では宇部市が8,431件、山陽小野田市が3,223件となっています。ドクターカーの出動件数は199件で、そのうち、医師・看護師と連携し救命活動を実施した事案は、86件となっています。救助件数は82件で、53人を救助しており、交通事故の41件が最も多い出動となっています。幸いにも、本消防組合管内において、大きな災害は発生しませんでしたが、6月下旬から7月上旬には、線状降水帯による大雨により、宇部市では北部地域が冠水被害、山陽小野田市では、随光川と桜川の一部が氾濫し床下浸水等の被害をもたらしました。

次に、予防業務についてですが、全国的に危険物施設での事故が多発していることを受け、石油 コンビナート等特別防災区域における立入検査を実施し、老朽施設の改修など関係者に事故防止対 策を指導しました。

また、年間の査察計画に沿って、防火対象物の立入検査を実施した結果、令和5年は新たに重大 違反公表対象物となるものはありませんでした。

なお、平成30年度からの重大違反公表対象物は、累計14件となっています。

次に、警防・救急業務についてですが、警防業務体制の強化として、多数の定年退職者に伴う組織の若年化による警防技術の低下を防ぐ対策の一環として、災害現場における安全に対する理解と認識を深め、消防活動の習得を図り、指導者となる職員の指導能力と安全管理能力の向上、並びに技術・知識の伝承を目的とした警防技術練成会を実施しました。

救急業務体制の強化として、宇部・山陽小野田・美祢・萩地域MC協議会が主催する救急技術練

成会や救急救命スキルアップセミナーを開催し、職員の専門的知識の習得や対応力の向上を図ると ともに、病院前救護の問題点などについてディスカッションして、情報共有を行いました。

次に、通信指令業務についてですが、119番受報から出動までのさらなる円滑化を図るとともに、被害の軽減や傷病者の適切な搬送を行うため、通信指令業務に関する研修会に参加し、職員のスキルアップを図りました。

また、住民をはじめ危険物施設及び防火対象物の関係者に、119番通報要領の普及啓発を行いました。

次に、消防施設の整備状況等についてですが、現在の消防指令センターは、平成25年度に整備しましたが、令和6年度に保守限界を迎えるため、令和7年度の更新に向けて事業を進めています。また、宇部中央消防署の仮眠室を大部屋から半個室化の二段ベッドに改修し、職員のプライベート空間を確保するなど生活環境の向上を図り、さらに消防局庁舎の書庫及び倉庫を改修し、利便性の向上を図っています。

なお、宇部西消防署、山陽消防署埴生出張所の建て替えについては、構成市であります宇部市、 山陽小野田市と連携し、令和7年度供用開始に向けて事業を進めています。

最後に、職場環境改善についてですが、継続して職員アンケートやセルフチェックを行って、職員の仕事や人間関係などの満足度を把握するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるなど、ハラスメントの防止に向けて組織を挙げて取り組んでいます。

また、風通しの良い職場づくりを実現するためには、職員相互の信頼関係やコミュニケーションが重要であることから、職員研修のほか、積極的に職場巡視を行って職員との意見交換をしているところです。

今後も、住民とともに防災・減災対策がとれる文化的風土を育み、住民、地域、消防がお互いに 補完し合う体制を構築してまいります。

引き続き、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の発言は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岩村誠君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、白井健一郎議員、中岡英二 議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(岩村誠君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日13日の1日のみとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) 御異議なしと認めます。

日程第3 一般質問

○議長(岩村誠君) 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告順により、質問を許します。

まず、順位第1番、中岡英二議員の発言を許します。中岡議員。

〔議員 中岡 英二 君 質問席へ移動〕

○議員(中岡英二君) 皆様、おはようございます。山陽小野田市議会の中岡です。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

現在の消防を取り巻く現状は、人口減少の中、高齢化の進展により救急医療の需要は今後も増加 していきます。これらに適切に対応するための大幅な職員の増員も見込めない中、消防技術の伝承 また、消防職員の業務併任により消防サービスの低下が懸念されます。

この状況下において、大規模災害発生時の迅速かつ的確に消防活動ができるのか、先日、発生した令和6年能登半島地震のような大規模な地震が発生した際に、直ちに緊急消防援助隊の応援体制を確立できるのか、また、消防団員が減少している現状において、地域の安心安全を確保できるのか非常に心配されるところです。このほかにも色々な課題がある中で、本日は、特に市民に身近な救急に関する質問をさせていただきます。

まず、質問の1として、宇部・山陽小野田消防組合の救急業務の現状と課題についてお尋ねしたいと思います。

近年、全国的にも救急出動件数が増加傾向にありますが、救急車は限りがある資源であるため、 本当に必要とされる方へ提供されるべきだと考えます。

そこで第1点目、消防組合管内の救急件数の推移と傷病程度別搬送件数について、過去5年間の 出動状況の推移と令和5年の傷病程度別の搬送件数についてお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○消防局消防長(杉本秀一君) 中岡議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1、宇部・山陽小野田消防組合の救急業務の現状と課題について、第1点、救急件数の 推移と傷病程度についてのお尋ねでございます。

管内の救急出動件数の5年間の推移については、令和元年については10,095件、令和2年は9,146件、令和3年は9,559件、令和4年は10,896件、令和5年は

11,654件となっております。例年10,000件前後で推移していましたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等により大きく減少し、令和3年からは徐々に増加傾向となり、5類相当に移行され行動制限が解除された令和5年は、組合発足後、最多の出動件数となりました。この推移については、全国的に見ても同様な状況となっております。

また、令和5年の構成市別の内訳は、宇部市で8,431件、山陽小野田市で3,223件となっています。

次に、令和5年の傷病程度別搬送件数につきましては、中等症が6,269件と最も多く、次い

で軽症が2,276件、重症が579件、死亡が89件の順となっております。これは過去5年間を見ても同様の順番となっております。

以上でございます。

○議員(中岡英二君) ありがとうございます。救急出動件数、搬送件数については、コロナ禍に一旦減少したものの、再び増加傾向であることが分かりました。また、令和5年が過去最高ということで、1日約32件もの救急出動をしておられる救急隊の方々に改めて感謝の意を表します。それでは、再質問いたします。

傷病程度別搬送件数の割合では、中等症が一番多く、次いで軽症、重症、死亡の順となっていますがそれぞれの定義についてお尋ねします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

各傷病程度の定義についてのお尋ねでございます。

傷病程度につきましては、死亡、重症、中等症、軽症の4つに分類され、死亡は、初診時において死亡が確認されたもの、重症は、傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの、中等症は 傷病程度が3週間未満の入院加療を必要とするもの、軽症は、入院加療を必要としないものと定義されています。

以上です。

○議員(中岡英二君) ありがとうございます。救急業務における傷病程度の定義についてよく理解できました。その中にあって、軽症による救急搬送を減らして、緊急性のある重症患者さんのための救急車を活用できることが、本当に救急車が必要な方を優先し、救急車を利用していただくことが重要であると思います。

そこで再質問いたします。

軽症による出動件数を減らすために市民への啓発は、どのようにしているのかお尋ねいたします。 〇消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

軽症による出動件数を減らすための市民への啓発という事でありますが、救急車適正利用の普及 啓発についてお答えいたします。

救急車の適正利用については、市民へ普及啓発するために救急の日における管内のショッピング センターでのイベント等の開催、ラジオ出演による広報活動、構成市の広報誌に記事を掲載して広 く市民にPRするなどの取り組みを行っています。

また、消防指令センターには、119番通報受報研修修了者、また、救急救命士の資格を有する者を配置しています。入電時に聴取した症状に緊急性がないと判断した場合には、御自身で病院へ受診可能なことを確認したうえで、その症状に合った病院を紹介するなどして、救急車の適正利用を促しているところであります。

以上でございます。

○議員(中岡英二君) ありがとうございます。引き続き、救急車の適正利用について積極的に 広報活動をしていただければと思います。

次に、119番通報によって救急要請され、現場に到着した救急隊がどのように医療機関を選

定しているのかお尋ねしたいと思います。

質問の1、2点目として、救急時における病院との連絡要領についてお尋ねします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

第2点、救急時における病院との連絡要領についてのお尋ねです。

救急患者の病院選定については、各地域の医療体制を考慮し、宇部・山陽小野田・美祢・萩地域 メディカルコントロール協議会において策定されました「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施 に係る基準」に基づいて医療機関を選定しています。

具体的には、救急隊が現場到着後、傷病者を観察し処置をした内容や傷病者から聴取した既往歴 受診歴等をもとに重症度、緊急度、専門性を考慮しながら、かかりつけ医療機関、初期医療機関、 二次医療機関、三次医療機関の順に選定するものです。また、休日夜間については、管内の救急指 定病院のうち8病院で構成されております病院群輪番制が整備されており、当番病院が救急患者の 受入を担当することで円滑に救急搬送が行われる仕組みが構築されています。

引き続き救急活動の効率化を図るため、構成市と連携してまいります。以上でございます。

○議員(中岡英二君) どうもありがとうございます。現場に到着し救急隊による観察、処置を施し、その患者の症状に合った医療機関を選定していることが分かりました。また、受け入れ側の 医療機関のシステムも理解できたところです。

それでは、再質問いたします。

安心で安全なまちづくりを目指すために各種の取組をされていると思いますが、救命率を上げる ためには、救急隊が到着するまでの時間に一般の方が応急処置を施すことで救命率が向上すると聞 いております。

そこで、消防としてバイスタンダーをどのように養成しているのかお尋ねします。

また、救急車を呼ぶほどではないけれど病院を受診したい、救急要請することの難しさ、迷った際の相談窓口である救急安心センターの普及啓発は、どのようにされているのかあわせてお聞きいたします。

どうぞ、よろしく御答弁をお願いします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

バイスタンダーの養成と救急安心センターの普及啓発についてのお尋ねです。

バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた人のことを表します。救急隊が現場到着するまでの間に、このバイスタンダーが心肺蘇生法や止血処置等の応急手当を実施することにより、傷病者の救命や社会復帰率の向上が期待できるもので、大変重要な役割を担う存在となっております。

本消防組合では、バイスタンダーを養成するために救命講習を実施しており、令和4年度は156件の講習会を実施して1,303人が受講しており、令和5年度は、令和6年1月末までで178件の講習を実施して2,903人が受講しています。

引き続き、定期的な救命講習のほか、各団体から依頼を受けて実施する救命講習も積極的に行い バイスタンダーの養成に努めてまいります。 一方、救急安心センター # 7 1 1 9 については、急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」あるいは「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など、判断に迷った際の相談窓口となりますが、看護師など専門の相談員から救急相談や適切な医療機関の案内について、アドバイスを受けることができます。

普及啓発については、先ほどの答弁と重複しますが、構成市とも協力しながら、救急の日のイベントの際にチラシ等の配布やホームページなどに掲載することで対応しています。

以上でございます。

○議員(中岡英二君) ありがとうございます。救急隊の迅速で的確な処置も重要ですが、その前に市民の方が数多く出動する救急に対して協力しようとする意識、そして救急に関する知識を向上させることが私は大切だと思っております。引き続き普及啓発活動をお願いいたします。

さて、先日、議員視察として消防組合管内の庁舎の見学をしてまいりました。その中で老朽化した庁舎を拝見し、昨今の大規模な地震や集中的な豪雨などに耐えられるのか、また、職員の職場環境の改善の観点からも、質問の2として、消防署の老朽化した施設の耐震化についてどのように進められているのか、また、今後の予定についてお尋ねします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

御質問の2、消防署の老朽化した施設の耐震化についてのお尋ねです。

本消防組合は4消防署4出張所を有しており、宇部市、山陽小野田市内の各種災害等に対応しています。このうち、旧耐震基準である昭和56年5月以前に建設された庁舎は、宇部西消防署、宇部中央消防署東部出張所、山陽消防署埴生出張所の3つの庁舎となります。

この3庁舎については、建物の老朽化や機能維持が必要なことから、構成市の公共施設等個別施設計画において、更新すると位置づけられており、宇部西消防署と山陽消防署埴生出張所については、すでに建設整備事業を進め、両庁舎とも令和7年秋頃に竣工の予定としています。

また、宇部中央消防署東部出張所についても、庁舎が狭小で老朽化が著しく、また、当直するための個室スペースがないなど職員の就労環境も悪いため、早急に改善する必要があると考えています。

なお、宇部中央消防署東部出張所につきましては、令和6年度宇部市の当初予算に庁舎建設事業 に係る費用が新たに計上されていますので、引き続き、早期完成を目指し進めてまいります。 以上でございます。

○議員(中岡英二君) ありがとうございます。宇部西消防署築46年、山陽消防署埴生出張所築43年については、建て替え工事を進捗中で、宇部中央消防署東部出張所築44年については、建て替え予定ということですが、これによって管内の全ての庁舎の耐震化が図られると思います。それでは再質問いたします。

この3庁舎について、災害対応の活動拠点として津波対策や非常時の電力確保対策がされている のかお尋ねいたします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。 津波対策や非常時の電力確保についてのお尋ねです。 津波対策につきまして、建て替え中の宇部西消防署及び山陽消防署埴生出張所は、津波ハザードマップにおいて、浸水対象区域に該当しないとなっております。しかしながら、敷地を50cm程度嵩上げしまして、より安全を担保するように対策を講じています。

また、非常時の電力確保については、自家発電設備を庁舎屋上などに設置し、停電時における電力供給に支障のないようにしております。今後建設を予定しています宇部中央消防署東部出張所につきましては、今から行う基本設計や実施設計の際に同様な対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議員(中岡英二君) 老朽化している3庁舎について、2庁舎は建て替えの事業が進んでおり しっかりと対策が取られているということがわかり安心したところです。

それでは、再質問させていただきます。

最近では、猛烈な雨、1時間に降水量80ミリ以上が頻繁に発生していますが、この3庁舎について、こうした自然災害に対応した施設になっているのかお尋ねいたします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

豪雨に対応した施設かというところだろうと思います。

まず、豪雨によります内水氾濫、あるいは河川の洪水など、それ以外にもいろいろな自然災害が ございます。消防施設への影響があるほどの気象状況となった場合には、BCP業務継続計画を策 定しております。これに基づきまして、影響を受けない場所に消防車両、あるいは通信指令施設を 移動させまして、活動拠点を移す計画としております。

以上でございます。

○議員(中岡英二君) あらゆる状況を想定して消防活動が停止することのないように準備されていることが理解できました。そのための拠点となる消防庁舎について、宇部西消防署と山陽消防署 植生出張所は建設整備中ですが、是非、宇部中央消防署東部出張所も早期に着手され、市民の安心と安全を守っていただきたいです。何より我々を守ってくださる職員のためにも、早急な環境の整備をお願いしたいと思います。

最後になりますが、消防は我々の生命、身体、財産を守る身近な機関と感じております。消防職員、消防団員の日々の努力に対して敬意と感謝を申し上げて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長(岩村誠君) 以上で、中岡英二議員の質問は終わりました。

次に、順位第2番、浅田徹議員の発言を許可します。浅田徹議員。

〔議員 浅田 徹 君 質問席へ移動〕

○議員(浅田徹君) 宇部市議会議員の浅田徹です。

通告に従いまして、初回一括方式で大規模災害時の対応と管内災害発生時の構成市との情報共有 について質問いたします。

まずは、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの尊い命が犠牲になるなど甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

さて、この地震に関連した行方不明者の捜索活動などの様子は、連日、テレビなどで報道されており、消防、自衛隊、警察など様々な組織の方々が懸命な活動をされているのを目の当たりにして本当に頭が下がる思いです。その中にあって、消防隊員の方々は身に着けていらっしゃる制服やヘルメットの名称を見ますと、各地から派遣され活動されているということが見受けられます。

この消防隊員の方々は、緊急消防援助隊と呼ばれ各地から消防隊、救助隊、救急隊として派遣され、各種活動に従事されています。総務省消防庁のホームページを確認すると2月1日現在8都道府県187隊621人の隊員が派遣されていらっしゃるようです。

そこで、いつどこで災害が発生してもおかしくない昨今、宇部・山陽小野田消防組合における大 規模災害発生時の対応についてお尋ねしたいと思います。

質問の1は、大規模災害発生時の対応について、第1点、宇部・山陽小野田消防組合の緊急消防 援助隊の派遣体制についてです。

これは、緊急消防援助隊として派遣される基準や派遣体制はどうなっているのか、また、消防組合の派遣実績とこの度の能登半島地震への派遣要請があったのかお尋ねしたいものです。

次に、2点目としましては、管内で大規模災害が発生した場合の受援体制についてです。

これは各地から応援隊として管内に入られることとなると思いますが、その際の受け入れ体制、 基準はどのようになっているのかを御答弁願います。

次に、質問の2として、管内で災害が発生した場合の構成市との情報共有についてです。

これは、地震や風水害など管内である程度大きな災害が発生した場合、災害対策本部が開設され 宇部市及び山陽小野田市との連携が必要になると考えますが、その際の構成市との情報共有についてお聞かせください。

以上で、最初の質問を終わります。

○消防局消防長(杉本秀一君) 浅田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1、大規模災害発生時の対応について、第1点、宇部・山陽小野田消防組合の緊急消防援助隊の派遣体制についてのお尋ねです。

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設されたもので大規模災害が発生した際に都道府県の枠を超えて人命救助活動等を実施する消防の応援部隊です。

令和5年4月1日現在、全国6,629隊が登録されており、そのうち山口県の登録隊は 108隊、本消防組合は登録隊として計14隊53人となっています。

派遣体制等については、大規模災害が発生した被災地から総務省消防庁に応援要請がなされ、事前に計画された内容に基づき、各県や市町村に応援要請が行われるようになっています。

例えば、地震で震度7が観測される等、大きな被害が発生していると予測される場合は、被災地 近隣消防本部が直ちに出動準備に入り、総務省消防庁からの出動要請に即時対応できるような計画 となっており、被害状況に応じて、増隊や人員交代が行われるようになっております。

また、本消防組合の出動実績については、組合発足後の平成24年以降では、平成26年8月広島市土砂災害、平成28年4月熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨で福岡県、平成30年7月西日本豪雨で広島県、令和2年7月九州地方の豪雨災害で熊本県へ、それぞれ山口県大隊として出

動しております。

お尋ねの先に発生した令和6年能登半島地震に対しては、今までのところ山口県に対して応援要請はされておりません。

続きまして、第2点、管内で大規模災害が発生した場合の受援体制についてのお尋ねです。

本消防組合においては発足以来、緊急消防援助隊からの受援を必要とする災害は発生しておりません。

しかしながら、近年全国的に豪雨災害や台風被害、地震被害が頻発化している状況を鑑みますと 管内においても大規模災害が発生し、本消防組合の消防力だけでは対応できない状況になる可能性 は十分考えられます。その際には、まず山口県内の消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部に 応援を求めますが、県内消防だけで対処できない場合は、緊急消防援助隊の応援を要請することに なります。

受け入れ体制については、総務省消防庁の要綱に基づき、本消防組合の受援計画を作成しており 当該計画に基づいて、応援要請から指揮体制、無線運用等の受援体制の確立及び応援隊の受け入れ 準備や活動調整などを行い、応援隊引揚の決定まで実施することとしています。

御質問の2、管内で災害が発生した場合の構成市との情報共有についてのお尋ねです。

管内で地震や土砂災害等が発生し、構成市において災害対策本部が設置されるような事態となった場合、本消防組合も消防局内に警防本部を設置して災害及び被災状況を把握するとともに、警防活動方針の決定後、災害に対応しています。

情報共有体制については、構成市それぞれの災害対策本部に本部員として宇部中央消防署長、小野田消防署長及び連絡調整担当職員1名を出向させ、各構成市における道路状況や各地域の被災状況等、行政側の情報を収集するとともに消防側の災害情報及び活動状況などを報告し、相互に情報共有を図ることにしております。また、構成市の防災訓練等に参加して、情報共有体制の確認を行っているところであります。

以上でございます。

○議員(浅田徹君) 緊急消防援助隊について、よく理解できました。また、災害時の構成市との情報共有についても準備されていることがよくわかりました。

それでは、再質問いたします。

緊急消防援助隊は、一刻も早く災害現場に駆け付け救援活動を行わなければならないと感じているところですが、一方で登録した消防車両や隊員を派遣すると、その間、消防車両、隊員数が減少し管内の消防力が低下すると考えていますが、この点についてはどのようにされているのでしょうか。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

管内の消防力の低下についてのお尋ねです。

山口県の場合、総務省消防庁から出動要請を受け、直ちに県及び代表消防本部から各消防本部に対しまして、出動可能隊数の確認が行われ、地元の消防力に対して影響がない範囲で山口県大隊として必要な隊数を調整した後、集結して被災地へ向かうこととなります。

従いまして、管内の消防力をまず維持した状態で登録隊の一部を派遣することとなりますので、 管内の消防力が手薄になるというところは考えておりません。

以上でございます。

○議員(浅田徹君) 御答弁ありがとうございます。緊急消防援助隊も大事な任務ではあるものの やはり地元と言いますか、管内の災害対応が疎かになってはならないということで質問させていた だきましたが、消防力は維持できるという事で安心いたしました。

そして、緊急消防援助隊として応援、または受援するための訓練はされているのでしょうかお尋ねします。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

応援及び受援の訓練は、それぞれ年1回を目安に定期的に実施しており、策定しました応援、受援計画に従いスムーズに行えるかどうか、訓練を通して検証を行い、随時、見直しを図り大規模災害に備えるようにしております。

また、山口県の緊急消防援助隊合同訓練、あるいは、中国四国ブロックの緊急消防援助隊合同総合訓練にも毎年参加し、他の消防本部との連携や出動手順の確認、隊員の救助捜索技術の錬成など各役割に応じた技術と知識の向上に努めており、いつでも要請に応じることができるような体制を整えております。

以上でございます。

○議員(浅田徹君) よくわかりました。

それでは、最後の質問として緊急消防援助隊に派遣された隊員の方々は、壮絶な災害現場や生命に関わるような現場を体験されたり、目撃することにより心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDを発症する可能性があると言われているところですが、こういった隊員のケアについてはどのようになさっているのでしょうか。

○消防局消防長(杉本秀一君) お答えいたします。

派遣隊員のストレスケアについてのお尋ねです。

緊急消防援助隊活動に関わらず、惨事ストレスを受ける災害現場に出動した隊員は、PTSDを発症する可能性があるため、現場活動後に隊長などの進行によりまして、仲間同士で簡単な会話などを行う、そしてストレスを軽減させるデフュージングというものを行っております。それに加えまして、浅田議員のお尋ねの緊急消防援助隊の隊員につきまして、帰任後、必ずストレスチェックを実施して、ストレス軽減が必要な場合は、本消防組合の産業医、また、総務省消防庁のメンタルサポート制度等を活用し、該当職員のメンタルケアを実施することにしております。

以上です。

○議員(浅田徹君) よくわかりました。消防隊員は、崇高な使命のもとで日夜研鑽、努力されて 市民の安心安全を築かれていると改めて認識したところです。

先ほど中岡議員もおっしゃったようにどうしても災害現場、これは状況を緩和するということはできませんけれども、それ以外に、職場環境、隊員のそれぞれの環境というものを良くしていく、そうすることで働きやすい職場を作っていっていただきたい、そういうことを強く思っておりま

す。管内で大規模災害が発生した場合にも円滑な対応をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(岩村誠君) 以上で、浅田徹議員の質問は終わりました。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第4 議案第1号について

○議長(岩村誠君) 次に、日程第4、議案第1号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計 予算を議題とします

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○管理者(篠﨑圭二君) それでは、議案の提案理由について御説明いたします。

議案第1号令和6年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億8,504万8,000円と定めるもので、令和5年度当初予算と比較しますと、5億4,279万円の増額となっています。

歳出につきましては、議会費35万4,000円、総務費3,481万8,000円、消防費36億1,012万7,000円、公債費1億3,574万9,000円、予備費400万円で、歳入につきましては、分担金及び負担金30億5,383万6,000円、使用料及び手数料2,006万3,000円、県支出金684万円、繰越金100万円、諸収入440万9,000円、組合債6億9,890万円となっています。

詳細につきましては、杉本消防長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたしま す。

○議長(岩村誠君) 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長(杉本秀一君) それでは、議案第1号の詳細について御説明します。

予算の概要につきましては、篠﨑管理者の説明のとおり、款・項の区分ごとの金額は、2ページの第1表、継続費は、4ページの第2表、債務負担行為は、5ページの第3表、地方債については6ページの第4表のとおりでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

まず、1款議会費は、35万4, 000円を計上しており、主なものは、15ページの議員報酬です。

次に、2款総務費は、1項総務管理費と16ページの2項監査委員費の合計3,481万8,000円を計上しており、総務管理費の主なものは、15ページの12節委託料476万5,000円及び18節負担金補助及び交付金2,539万円で、委託料については、検診委託料負担金補助及び交付金は、組合派遣職員給与費負担金です。監査委員費の主なものは、17ページの18節負担金補助及び交付金の監査事務負担金326万2,000円であります。

次に、3款消防費は、常備消防費27億7,508万2,000円、消防施設費8億

3,504万5,000円の合計36億1,012万7,000円を計上しています。

常備消防費の主なものは、17ページの2節給料12億1,842万5,000円、3節職員手 当等8億9,672万2,000円、4節共済費4億3,187万5,000円などのいわゆる人 件費となっております。

その他は、19ページの10節需用費8,875万4,000円、21ページの12節委託料7,016万2,000円となっています。

消防施設費の主なものは、23ページの12節委託料としまして、工事監理委託料356万8,000円、25ページの14節工事請負費として、消防指令センター整備工事等7億3,699万3,000円を計上しています。

なお、消防指令センター整備工事は2か年の継続事業を予定しており、継続費で合計18億 583万7,000円を計上しております。

続きまして、17節備品購入費として消防用ホースなど事業用器具費720万円、高規格救急自動車など特殊車両3台の更新で4,810万円を計上しています。18節負担金補助及び交付金として、県防災行政無線負担金1,441万7,000円を計上しています。

消防施設費の詳細につきましては、資料末尾に添付しております一般会計予算参考資料を御参照ください。

続きまして、24ページの4款公債費は、組合債元金償還金1億3,482万円4,000円、 長期債利子及び一時借入金利子92万5,000円の合計1億3,574万9,000円を計上しています。

次に、5款予備費は、令和5年度と同額の400万円を計上しています。

続きまして、歳入について御説明いたします。10ページ、11ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、30億5,386万6,000円を計上しており、そのうち1項分担金については、11ページのとおり、経常的経費の分担金として、宇部市分担金18億3,178万4,000円、山陽小野田市分担金9億3,888万6,000円で、これは、各特定財源、一般財源を差し引いたものに、令和5年度における基準財政需要額比率である66.0%と34.0%の負担割合を乗じたものであります。

投資的経費の分担金は、宇部市特別分担金1億6,278万9,000円、山陽小野田市特別分担金1億225万5,000円となっています。

2項負担金は、職員派遣給与費負担金1,812万2,000円を計上しています。

続きまして、2款使用料及び手数料は、消防手数料2,006万3,000円で主なものは、 11ページの危険物関係手数料1,985万3,000円となっています。

次に、3款県支出金は、特殊車両の購入の財源として石油貯蔵施設立地対策事業費補助金684 万円を計上しています。

次に、4款繰越金は、令和5年度決算における歳計剰余繰越金として100万円を計上しています。

次に、5款諸収入は、1項組合預金利子と2項雑入の合計440万9,000円を計上していま

す。主なものは、13ページの高速道路救急支弁金収入284万8,000円となっています。

続きまして、6款組合債は、高規格救急自動車、消防庁舎等整備工事及び消防指令センター更新 整備工事に伴う消防施設整備事業債として6億9,890万円を計上しております。

なお、26ページから給与費明細書、32ページに継続費に関する調書、34ページに債務負担 行為に関する調書、35ページに組合債に関する調書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。吉松議員。

○議員(吉松剛君) おはようございます。宇部市議会議員の吉松剛でございます。

それでは、令和6年度一般会計予算につきまして、いくつか御質問させていただきます。

まず、歳入についてですけど、一般会計予算書の11ページ2款使用料及び手数料1項手数料1 目消防手数料1節消防関係手数料の危険物関係手数料1, 985万3, 000円につきまして、その内容について説明をしてください。

〇消防局予防課長(竹内伸君) 御説明いたします。危険物については、その種類ごとにより指定数量が定められており、この指定数量以上の危険物を貯蔵または取り扱う製造所等の設置者は、政令で定める技術上の基準を満たし、市町村長から設置許可等を受けなければならないとされております。この設置許可等に関する事務の手数料は全国的に統一して定めることが特に必要と認められており、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、製造所等の指定数量の倍数の区分に従って標準額が定められております。この政令に基づき、宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例の定めるところにより、手数料を徴収することとなっております。

以上です。

- ○議員(吉松剛君) どうもありがとうございました。続きまして、歳出についてですが、17ページ3款消防費1項消防費1目常備消防費3節職員手当等で、特殊勤務手当や時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当とありますが、それぞれ内容について教えてください。
- ○消防局総務課長(弓立宏二君) それでは職員手当等につきまして御説明させていただきます。 職員手当等につきましては、全て条例、規則に規定されているものです。

特殊勤務手当につきましては、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に対して支給されるもので、火災、救急、救助など災害出動した職員に支給されるものです。

次に、時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した場合に支給されるものです。

次に、休日勤務手当は、祝日法による休日に勤務した職員に勤務1時間につき支給される手当となっております。

次に、管理職員特別勤務手当は、副課長職以上の職員が土日祝日等に勤務した場合に支給される 手当となっております。

最後に、夜間勤務手当は、22時から翌5時までの間に勤務する職員にその間に勤務した時間に

対して支給される手当となっております。

以上です。

- 〇議員(吉松剛君) どうもありがとうございました。続きまして、21ページ3款消防費1項消防費1目常備消防費12節委託料の枚命処置指示委託料151万8,000円につきまして、その内容を教えてください。
- ○消防局警防課長(榎原英樹君) それでは、救命処置指示委託料について御説明させていただきます。

救急救命士が、心肺停止患者等に対しまして静脈路確保や気道確保などの特定行為を実施する際には、法令により医師の指示を受けて行わないといけません。

消防組合におきましては、山口大学医学部附属病院と指示に係る委託契約を締結しております。 救急救命士が特定行為を実施する際、山大病院の医師から指示を受けて特定行為を実施するという 契約になっております。

この指示料が1回あたり5,500円として契約しております。予算算定としましては、年間に何件あるのかわからないですが、前年度の予測値を用いて、来年度の予算としては276件分としています。近年、救急件数が増えておりますので、単価は変わってないですけれども、総額は増加傾向というような状況になっております。

以上です。

- ○議員(吉松剛君) どうもありがとうございました。続きまして、26ページ3款消防費1項消防費2目消防施設費14節工事請負費の消防指令センター整備工事7億1,757万8,000円の工事の内容と33ページに継続費として消防指令センター整備事業がありますけど、その額に356万8,000円誤差がありますので、その誤差について説明をお願いします。
- ○消防局情報財政課長(内田陽二君) 吉松議員の御質問にお答えいたします。

予算書25ページ14節工事請負費の消防指令センター整備工事7億1,757万8,000円と32ページ33ページの継続費に関する調書の表に記載の令和6年度の年割額、当該年度末までの支出予定額7億2,114万6,000円の差額356万8,000円についてですが、予算書23ページの12節委託料工事監理委託料となっております。25ページの14節工事請負費についてですが、純粋に工事請負費のみですが、32ページ、33ページには消防指令センター整備事業に関する経費が記載されているもので、消防指令センター整備工事に係る工事監理委託料が含まれているものとなります。

消防指令センター整備工事の内容につきましては、指令システムの更新、それから災害時オペレーションシステムの構築、無線システムの構築となります。

以上となります。

- ○議員(吉松剛君) どうもありがとうございました。最後ですが、25ページの3款消防費1項 消防費2目消防施設費17節備品購入費の特殊車両4,810万円について、その内容と今後の計 画がございましたらあわせて教えてください。
- ○消防局警防課長(榎原英樹君) 特殊車両、購入車両の内訳と今後の計画についてお答えいたし

ます。

令和6年度の購入車両につきましては、配備から10年が経過して、走行距離16万キロ超過しております高規格救急自動車1台、それから配備から16年以上が経過しております支援車が2台の合計3台が更新車両となります。

まず、更新の基準につきましては、日本消防検定協会が示す使用期限、これはシャーシメーカーと艤装メーカーとの協議により決定されるもので、この期限、構成市の財政、当該車両の状況等を踏まえて車両更新計画を策定しております。目安としましては、救急車がおよそ8年、それ以外のポンプ車、支援車等につきましては、14年から18年くらいを更新目安として計画を立てております。これも予算とか車両の状況等により変わってきます。

以上です。

- ○議員(吉松剛君) どうもありがとうございました。以上で、質問を終わります。
- ○議長(岩村誠君) ほかにございませんか。岡山議員
- ○議員(岡山明君) 私の方から、10ページの3款県支出金1項県補助金1目消防費県補助金ということで1節石油貯蔵施設立地対策事業費補助金が684万円となっていますが、前年度と比べると9,400万円ぐらいの減となっていますが、どういう要因で減となっているのか確認をしたいのですが説明をお願いします。
- ○消防局情報財政課長(内田陽二君) 岡山議員の御質問にお答えいたします。

684万円で計上させてもらっています石油貯蔵施設立地対策事業費補助金ですが、こちらの方は、令和6年度に購入予定の支援車2台に充当するもので、1台あたり342万円です。

しかしながら通常でありましたら、宇部市に約1,600万円、山陽小野田市には約1億円の石油貯蔵施設の交付金がおりることになっており、こちらの方は消防に譲渡される形で通常は車両購入に充当させてもらっています。

今回9,400万程度、減となっている理由でございますけれども、令和5年度の購入車両に石油貯蔵施設立地対策交付金を充当する予定でしたが、昨今の状況により、納期が来年度までかかるという状況が生じました。それにより石油貯蔵施設の交付金も来年度に繰り越す手続きをしております。

消防車両ですが、これまで単年度でずっと購入してきたんですけども、今後、消防車両については、2年をかけて製作しようということで、昨年の12月から急きょ、方針を変えております。

現在、消防車両の更新計画の見直し中ですけれども、こちらの方が決まらないと現状では予算を 計上できない状況となっております。今後の予定としては、消防車両の更新計画が決まりましたら それに対する石油貯蔵施設の交付金等の予算を組んでいく予定としています。

石油貯蔵施設の交付金については、車両を2か年で購入する計画でありますので、基金を創設し たいと考えています。

以上です。

○議長(岩村誠君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号について

○議長(岩村誠君) 次に、日程第5、議案第2号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計 補正予算(第5回)を議題とします

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○**管理者(篠﨑圭二君)** 議案第2号令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第5回)についてです。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,854万1,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ32億7,615万4,000円とするものです。

歳出については、総務費、消防費、公債費を補正し、歳入については、分担金及び負担金、使用 料及び手数料、財産収入、繰越金、諸収入、組合債を補正するものです。

詳細につきましては、杉本消防長に説明させますのでよろしくお願いします。

○議長(岩村誠君) 杉本消防長。

〔消防長 杉本 秀一 君 登壇〕

○消防局消防長(杉本秀一君) それでは、議案第2号の詳細について御説明いたします。

予算の概要については、篠﨑管理者の説明のとおり、歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額並 びに補正後の金額は、2ページの第1表のとおりでございます。

また、繰越明許費については、4ページの第2表のとおりで、地方債補正の変更については、5ページの第3表のとおりとなっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたしますので12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費は、一般管理費を31万3,000円減額、監査委員費を9万9,000円追加する ものです。一般管理費の主なものは、13ページのとおり委託料を58万1,000円減額するも ので、主な内容としては、検診委託料を5571, 000円減額するものです。監査委員費については、負担金の精算により追加するものです。

次に、3款消防費は、12ページの常備消防費を2, 036万6, 000円減額、16ページの消防施設費を799万8, 000円減額し、消防費全体として12ページの合計欄のとおり 2, 836万4, 000円減額するものです。常備消防費のうち、13ページの給料、職員手当等、共済費等については、支給実績により各節において追加又は減額し、補正するものです。消防施設費は、17ページのとおり、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費について、入札執行後の契約額に基づき減額するものです。

次に、16ページの4款公債費は、令和4年度に借入れた消防債に係る長期債利子が確定したことにより追加するものです。

続いて、歳入について説明いたします。8ページ及び9ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金は、4,844万円減額するもので、分担金は、9ページのとおり、経常的経費の分担金である宇部市分担金を3,786万9,000円、山陽小野田市分担金を698万4,000円それぞれ減額し、投資的経費の分担金である、宇部市特別分担金を122万8,000円、山陽小野田市特別分担金を223万3,000円それぞれ減額するもので、これは歳入歳出の増減に伴い分担金を精算するものです。負担金は、職員派遣給与費負担金を12万6,000円減額するもので、これは、消防組合から山口県へ派遣している職員の人件費を精算するものです。

次に、2款使用料及び手数料は、294万円を減額するもので、これは、危険物関係手数料を減額するものです。

次に、4款財産収入は、5万円を減額するもので、これは、不要物品売払収入がなかったものに よるものです。

次に、5款繰越金は、2,454万円を追加するもので、これは、令和4年度決算に伴う歳計剰 余繰越金です。

次に、10ページの6 款諸収入は、284 万9,000 円を追加するもので、組合預金利子は 11ページのとおり1,000 円減額、雑入は285 万円追加するもので、主なものとして、高速 道路救急支弁金収入140 万4,000 円の追加、また、燃費補償金収入を116 万円追加するものであります。

次に、7款 組合債は、450万円を減額するもので、これは、消防庁舎整備事業、高規格救急 自動車等の入札結果に基づき、消防施設整備事業債を減額するものです。

なお、18ページから、給与費明細書、23ページに組合債に関する調書を添付していますので 御参照ください。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号から第4号までについて

○議長(岩村誠君) 次に、日程第6、議案第3号から第4号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○管理者(篠崎圭二君) 議案第3号から議案第4号までについてでございます。

まず、議案第3号宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中 一部改正の件についてです。

これは、地方自治法及び同法施行令の一部改正に伴い、引用条文が変更となったため所要の整備を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日です。

次に、議案第4号字部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件についてです。

これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、屋外タンク貯蔵所に関する 設置許可申請手数料の一部を引き上げるものです。施行日は、令和6年4月1日です。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

議案第3号から第4号までを一括議題とします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第3号宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中

一部改正の件を議題とします。 討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件を議題とします。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号について

○議長(岩村誠君) 次に、日程第7、議案第5号第二次宇部・山陽小野田消防組合基本計画の策定についてを議題とします

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠﨑管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○**管理者(篠崎圭二君)** 議案第5号第二次宇部・山陽小野田消防組合基本計画の策定についてですが、宇部・山陽小野田消防組合議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この基本計画は、基本構想と実行計画で構成しており基本構想は、令和6年度から令和14年度までの9年間を計画期間とし、消防組合の現況と課題を踏まえ将来目標とその目標を実現するための施策の基本的な方向性を示すとともに、その施策を展開するための主な取組を示しています。

実行計画は、前期、中期、後期の3年ごとの計画としており、基本構想で定めた3つの大綱及び6つの主要項目に基づく施策を実施するために、具体的な事務事業について、実施の時期や実施にあたっての具体的な方策、事業費の見込額などを示したもので、事務事業につきましては、近年の消防を取り巻く環境及び社会情勢等を十分に考慮し、13の目標を掲げています。

これらの目標を計画期間の3年間で達成させ、基本計画の基本方針である「住民が安心して暮らせる安全な未来に向けて」の実現に向け、着実に邁進していく所存です。

以上で、説明を終わります。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。白井議員。

○議員(白井健一郎君) 今年に入って1月1日、能登で非常に大きな地震、大きな津波がありました。この2、30年を振り返ってみても、阪神・淡路大震災から東日本大震災、熊本でもありました、ほかにも新潟などでも総体的に大きな地震などが起こっています。

この計画の基本構想の1枚目にも確かに南海トラフ巨大地震のことが書いてありますけれども、 果たしてこの内容だけで私たち市民の人命を守ることができるのかどうか、ここには南海トラフ巨 大地震などをクリアするには単独の消防機関だけでは対応することが困難であるから、「自助」「共 助」「公助」などが互いに連携することが大切と書いてありますが、果たしてそれだけで人命が守 れるのかという問題もあります。まず、第一にこの基本計画策定にあたって南海トラフ大地震とい うものを別項目として扱い、もう少ししっかりした計画を作るべきではなかったのかと思いますが どうでしょうか。

- ○議長(岩村誠君) 南海トラフの関係の計画をという質疑です。
- ○消防局総務課長(弓立宏二君) お答えいたします。

この基本計画の策定につきましては、ただいま篠崎管理者が説明したとおりでございます。御指摘の南海トラフに特化した計画というところでございますけれども、この計画自体は消防組合の全体のところを示しておりまして、また個々の震災と言いますか、地震に対して特化すると、計画が難しいところとなります。しかも、消防に関しまして地震が発災しますと、先ほどの一般質問でございました緊急消防援助隊の要請だとか、県内の消防の要請だとか、または自衛隊、警察の要請に及んでくると思います。

それをなかなか計画でというところになりますと国の計画もありますし、市の防災の対策もありますので、それらとも勘案して対応していかなければならないので、他に震災対策に係る計画も消防組合で策定しております。それに伴って対応していくということになっておりますので、南海トラフに特化した計画につきましては策定していないというところになっております。

以上です。

- ○議員(白井健一郎君) わかりました。それでは1ページの2段目に、このような現有消防力をはるかに上回る大規模災害が発生したときには、単独の消防機関だけで対応することが無理なので、市民には「自助」「共助」「公助」をお願いしたいと書いてあります。この具体的な説明をお願いします。
- ○消防局次長(内田貢君) ただいまの質疑にお答えをいたします。

まず、基本計画については、先ほど総務課長が答弁をいたしたとおりです。例えば大規模災害に おいては、この基本計画以外に、大規模災害時の体制、そういったものを消防組合においてどう動 くのか、どう対応するのかというものを定めた要綱がございます。ですから、この基本計画には掲載をいたしておりません。

質疑の「自助」「共助」「公助」については、今ここに書いてあるとおりでございまして、単独の消防機関だけでは対応することは困難ということから一般的に言われております「自助」「共助」「公助」、これらをお互いに連携して災害対応をやっていくということの説明文であって、この一つずつの説明は割愛をしております。

以上です。

- ○議員(白井健一郎君) ありがとうございます。
- ○議長(岩村誠君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました

日程第8 議案第6号について

○議長(岩村誠君) 次に、日程第8、議案第6号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを 議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠﨑管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○管理者(篠﨑圭二君) それでは、議案第6号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてでございます。

これは、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うことについて、地方自治法の規定により消防組合議会の議決を求めるものです。

以上で、説明を

終わります。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号から第2号までについて

○議長(岩村誠君) 次に、日程第9、報告第1号から第2号までを一括議題とします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠﨑管理者。

〔管理者 篠﨑 圭二 君 登壇〕

○管理者(篠崎圭二君) 報告第1号から報告第2号につきましては、議会を招集することが困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、管理者の専決処分としましたので地方自治法第179条第3項の規定によって、これを報告し、承認を求めるものであります。

まず、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件、令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第4回)についてです。

このたびの補正は、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例の一部改正によるもので、 補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,728万 6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億469万5,000円とし たものです。

歳出については、8ページのとおり、総務費を3万7,000円、消防費を5,724万9,000円追加しますが、その内訳は9ページのとおり、総務費は、負担金補助及び交付金を3万7,000円追加し、消防費は、給料を1,366万7,000円、職員手当等を4,085万4,000円、共済費を272万8,000円、それぞれ追加したものです。

歳入については、6ページのとおり、分担金を5,711万8,000円、負担金を16万

8,000円追加しますが、その内訳は7ページのとおり、分担金は消防組合費分担金で、宇部市分担金が3,789万4,000円、山陽小野田市分担金が1,922万4,000円です。負担金は消防費負担金で、職員派遣給与費負担金が16万8,000円です。

なお、参考として、10ページに給与費明細書を添付しております。

次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第17号)についてです。

これは、令和5年の人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、初任給の引き上げなど給料表を改定するとともに、期末勤勉手当の支給割合を引上げるものであります。

なお、施行日は令和5年12月22日ですが、令和5年4月1日からの適用となっています。

また、令和6年4月1日を施行日として、年2回の期末手当及び勤勉手当の支給割合を均等にするよう併せて改正を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(岩村誠君) 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

報告第1号から第2号までを一括議題とします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。

まず、報告第1号専決処分を報告し、承認を求める件、令和5年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第4回)を議題とします。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第1号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、報告第1号は、承認することに決定しました。

次に、報告第2号専決処分を報告し、承認を求める件、宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第17号)を議題とします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩村誠君) ないようであります。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

報告第2号は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩村誠君) 起立全員であります。

よって、報告第2号は、承認することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○**議長(岩村誠君)** これで、令和6年2月(第1回)宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

———午前11時45分閉会**——**

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月13日

議 長 岩 村 誠

副議長 中岡英二

署名議員 白 井 健一郎

署名議員 中岡英二